

令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)について

更新日:2022年7月26日

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯(ひとり親世帯以外分)に対し、特別給付金を支給します。

支給額

児童1人あたり一律5万円

対象児童

平成16年4月2日から令和5年2月28日までの間に出生した児童

(特別児童扶養手当の支給対象児の場合は、平成14年4月2日生まれ以降)

※ただし、ひとり親世帯分の給付金の対象児童として支給を受けた児童は除きます。

支給対象者

○申請が不要な方

・令和4年4月分の児童手当受給者または特別児童扶養手当受給者であって、令和4年度の住民税(均等割額)が非課税である方

* 上記対象者へは、7月8日に通知を送付いたしました。

* 支給対象者の児童手当、特別児童扶養手当受給口座へ7月29日(金)に振込予定です。

* 令和4年4月から令和5年2月末までに出生したお子さんにかかる給付金につきましては、児童手当の申請を行い、令和4年5月から令和5年3月分の認定を受けた方につきましても申請不要です(随時、通知を行い支給いたします)。

・給付金の給付のお知らせが届いた方で、給付金の支給を希望されない場合は、「受給拒否の届出書」をご提出ください。

◆[受給拒否の届出書.\(PDF\)※1](#)

・給付金の給付のお知らせが届いた方で、指定していた口座（児童手当または特別児童扶養手当の振込口座）を解約等しており、口座の変更が必要な方は「支給口座登録等の届出書」をご提出ください。

◆[支給口座登録等の届出書.\(PDF\)※1](#)

○申請が必要な方

- ・高校生のみを養育している世帯
- ・公務員世帯
- ・家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる世帯）

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した方

※直接、間接を問わず広く該当します。

(例 1) 感染したことにより収入が減少した

(例 2) 学校等の休校により児童の世話のため保護者が仕事を休んだことで収入が減少した

(例 3) 外出等の自粛要請の影響により収入が減少した

- (例 4)新型コロナウイルス感染症の影響により退職した
(例 5)自己都合による退職後に新型コロナウイルス感染症
の影響により再就職が難しくなったなど

申請をする方は、次の書類を提出してください。

1. [令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金\(ひとり親世帯
以外の低所得の子育て世帯分\)申請書\(請求書\)\(PDF\)](#)

※必要事項をご記入ください。[記入例\(PDF\)](#)

2. 申請者(請求者)本人確認書類の写し(コピー)

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

3. 受取口座を確認できる書類の写し(コピー)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人・フリガナを確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

4. 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)

[簡易な所得見込額の申立書【家計急変者】\(PDF\)](#)

簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】(PDF)

申立書【家計急変者】(PDF) (※申請書類で申請内容の確認ができない場合等に提出してください。)

※支給要件が「(2)所得要件(2)家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

※給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。

※振込をもって決定通知とします。決定通知書は送られません。

※申請書類は、子育て支援課(役場2階3番)に直接、または郵送でご提出ください。

※不備書類がある場合は、受付ができませんのでご了承ください。

制度に関するお問い合わせ先

厚生労働省「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター

電話:0120-400-903 受付時間(平日午前9時～午後6時)

[厚生労働省ホームページ\(令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金\)\(外部リンク\)](#)

[離婚やDV避難により配偶者と別居して子育てをするようになった方\(外部リンク\)](#) ※お住いの市町村へお早めにご相談ください。

ひとり親世帯分の給付金について

[低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
\(ひとり親世帯分\)\(外部リンク\)](#)

「子育て世帯生活支援特別給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報
の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、与那原町子育て支援課や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

【お問合せ先】

与那原町役場 子育て支援課

電話:098-945-6520